

information

お知らせ

プレミアム付商品券
再度抽選を行います

当選者を対象とした商品券の販売を終了しますが、販売冊数に達しないため、当選者を除いた応募者の方を対象に、再度抽選を行います。当選された方には、1冊分の商品券購入証を1月中旬に郵送します。

詳細は商工会ホームページ (https://koganei.s.or.jp/) をご覧ください。

商工会 ☎042-381-8765

新春のお祝いメッセージ
動画の配信

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、新春市民のつどいに代わり、市長および市議会議長が、新春のお祝いメッセージを市民の皆さんへお届けします。

ご利用ください
1月の休日窓口

開設時間 午前9時～午後1時

開設窓口 市民課、保険年金課、国民健康保険係、子育て支援課、手当助成係(9日のみ)、納税課(9日のみ) ※一部取り扱いできない業務(後期高齢者医療事務・国民年金事務・市税証明書交付事務ほか)もあります。個人番号カードに係る業務は17日のみ

1月 〇は休日窓口開設日

日	月	火	水	木	金	土
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月7日から市ホームページに掲載しますので、ぜひご覧ください。

広報秘書課秘書係 ☎042-383-1111 内線2005

芸術文化振興計画(案)
パブリックコメント募集

芸術文化振興計画策定委員会での議論等を踏まえ、同計画案を策定しました。

市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体

公開・募集期間 1月5日(火)～2月5日(金)

公開場所 コミュニティ文化課、市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー(同6階)、主な市内公共施設、市ホームページ

検討結果の公表等 2月(予定) ※検討結果と意見内容を公表しません。意見への個別の回答は行いません。

提出方法 募集期間内に、住所・氏名・施策名称を明記し、直接、郵送(必着)、ファクスまたは市ホームページ

み取り扱いできません 企画政策課企画政策係 ☎042-387-9826、土曜・日曜・祝日は市役所代表 ☎042-383-1111

から、コミュニティ文化課文化推進係(T184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階) ☎042-387-9923 FAX 042-383-11323

(仮称)新福祉会館管理
運営計画策定委員会委員
選任結果

公募委員選考基準等により、次の公募市民の方々に委員に選任しました。

▽坂野勝一さん、諏訪間千晃さん、平野澄江さん

地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

宝くじの助成金で
各種用品を配備

宝くじの社会貢献広報事業として、(一財)自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業を活用し、次の用品を配備しました。

▽貴井南町中自主防災会のテント・無線機・機・投光機など、消防団のC級可搬式消防ポンプ

地域安全課防災消防係 ☎042-387-9807

▽本町町内会連絡協議会の阿波踊りの太鼓や浴衣など

経済課産業振興係 ☎042-387-9831

小金井市教育委員会の権
限に属する事務の管理及び
執行の状況の点検及び
評価報告書を作成

教育委員会では、毎年、活動状況の自己点検・評価を実施することが義務付けられています。評価に当たっては、

有識者からの意見聴取、報告書作成、議会への提出、公表を行うこととされています。

このたび、教育目標および基本方針の実現に向け、「第2次明日の小金井教育プラン」と「第3次生涯学習推進計画」に基づいて推進する、令和元年度中に行った教育施策に係る主な事業(66事業)について評価を行い、報告書を作成しました。

閲覧場所情報公開コーナー
市役所第二庁舎6階、図書館本館、市ホームページ

庶務課庶務係 ☎042-387-9872

私道部分の
非課税扱いの申請を

令和3年1月1日現在、一定の条件を満たす私道を所有する方は、申請によって固定資産税・都市計画税が令和3年度以降、非課税扱いとなります。なお、分筆して道路となっている場合や、すでに非課税となっている私道は、申請の必要はありません。

申告期限 2月1日(月) 甲市所定の申請書(資産税課で配布)に必要事項を明記し、私道求積図を添えて、資産税課土地係(市役所第二庁舎3階) ☎042-387-9821へ

武蔵小金井駅南口第2
地区市街地再開発組合
の事業計画(第四回変更)が認可

武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業について、同組合の事業計画の変更が、令和2年12月11日付けで都知事から認可されました。

これに伴い、当該事業計画の変更に係る関係図書を縦覧していただきます。

縦覧期間 同組合設立認可取消しまたは解散認可の公告の日まで

縦覧場所 同まちづくり推進課まちづくり係(市役所第二庁舎5階) ☎042-387-9862

第41回
小金井市新春たこあげ大会
中止のお知らせ

1月に実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止します。

国民健康保険
高額療養費
(外来年間合算)

医療費が高額になった場合は、月額の自己負担限度額を超えた分を「高額療養費」として支給しています。

さらに自己負担額を軽減するため、個人ごとに年間の外来に係る自己負担額を合算し、定められた年額の自己負担限度額を超えた分を「高額療養費(外来年間合算)」として支給します。

今回の支給対象期間(令和元年8月～2年7月)に支給対象となる被保険者のいる世帯に、1月下旬に勧奨通知を

送付します。支給時期は、4月以降となります。

国民健康保険加入の75歳以上75歳未満の負担割合が2割の方で、年間(令和元年8月～2年7月分)の外来の自己負担額が14万4千円を超えている方

※月ごとに高額療養費を支給されている場合は、支給済額を控除した額

他 算定は、世帯ではなく個人ごとに行い、入院分は含まれません▽同じ世帯でも国民健康保険、職場の医療保険、後期高齢者医療制度ではそれぞれ別に計算します▽申請は基準日(令和2年7月31日)に加入していた医療保険となります

後期高齢者医療制度

今年75歳になる方へ 日本の医療保険制度は「国民皆保険」となっており、すべての国民が、いずれかの公的医療保険に加入することになっています。75歳になる方は、それまで加入していた医療保険(国保、健康保険、共済など)から、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となります。

すべての市区町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営主体となっています。

市では、住所変更、給付申請の窓口業務、保険料の徴収業務などを行います。

▽75歳以上の方▽65～74歳の方で、申請により同連合が一定の障がいがあると認められた方

保険年金課高齢者医療係 ☎042-387-9834

健康と医療に対する認識を深め、保険診療等の内容を確認してもらうため、東京都後期高齢者医療広域連合から医療費等通知書を送ります。

令和元年9月～2年8月に医療費等の総額(自己負担分+保険者負担分)が5万円を超える月がある方

※すべての被保険者の方に送付するものではありません

東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519、市保険年金課高齢者医療係 ☎042-387-9834

医療費等通知を1月下旬に送付

医療費等通知を1月下旬に送付

医療費等通知を1月下旬に送付